

重要

平成20年4月1日以降の児童扶養手当について

児童扶養手当は、平成14年の法律改正により、離婚等による生活の激変を緩和し、母子家庭の自立を促進するという目的で見直され、平成20年4月から、手当を受けてから5年以上経過した方については、その一部を支給停止することとされています。

一部支給停止の対象者は、就職意欲のない方で、停止額は支給額の2分の1です。

ただし、受給者が就業している場合やお子さんが8歳未満の場合、受給者本人に障害がある場合などは、一部支給停止はされません（一部支給停止適用除外）。

1. 通知

次の①・②のうち、いずれか早いほうを経過した受給者に通知します。

①支給開始月の初日から起算して5年

※ただし、手当の認定請求をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達

した月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき。

②手当の支給要件に該当する月の初日から起算して7年

※ただし、平成15年4月1日（起算日）に、手当の支給を受けていた方は起算日から5年を経過したとき（平成20年4月1日）、手当の支給要件に該当している方は起算日から7年を経過したとき（平成22年4月1日）。

2. 提出書類

「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び各種証明書類等

次の1〜5のいずれかの事由に該当する場合には、右記書類を提出することによって、継続して今までと

同額の手当を受給することができます。

1 就職している。

2 求職活動等、自立を図るための活動をしている。

3 身体上又は精神上的の障害がある。

4 負傷又は疾病等により就職することが困難である。

5 受給者が監護する児童又は親族が、障害、負傷、疾病、要介護状態等により、受給者が介護する必要があるため、就職することが困難である。

※各種証明書類等▼雇用証明書、自営業従事申告書、雇用保険受給資格者証の写し、身体障害者証の写し・診断書等

3. 2の手続きを行わなかった方は、5年経過月の翌月から手当の2分の1が支給停止となりますので、必ずご相談ください。

■問合せ先

子ども福祉課

(内線1603)

一部支給停止対象者の開始時期

支給要件（離婚等）に該当したとき、手当は次のどちら？

いずれか

平成15年4月1日に手当を受けていた

平成15年4月1日に手当を受けていない

いずれか

いずれか

平成15年4月1日に3歳未満児がいた

平成15年4月1日に3歳未満児がいなかった

平成15年4月1日又は同日以降の支給開始日に3歳未満児がいた

平成15年4月1日又は同日以降の支給開始日に3歳未満児がいなかった

3歳到達日の翌月から5年経過後、一部支給停止対象者に該当

平成20年4月1日に一部支給停止対象者に該当

3歳到達日の翌月から5年経過後、一部支給停止対象者に該当

平成20年4月1日又は支給要件該当月から7年経過後、一部支給停止対象者に該当